

私道の補修に係る助成に関する基準

R2.4.1

(趣旨)

第1条 この基準は、一般通行の用に供されている私道利用者の利便を図るため、市が私道の補修に係る助成を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(私道の定義)

第2条 この基準において一般通行の用に供されている私道とは、当該道路を構成する敷地が民有地で構成され、かつ、私人が築造し管理している道路形態を有している道路のことを指すものとする。

(助成の条件)

第3条 この基準により補修に係る助成を受けることができる私道は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 道路の両端が公道に接続していること。ただし、行き止まり道路の場合は私道に隣接して5戸以上の家屋が存在すること。
- (2) 道路の幅員が4メートル以上であること。
- (3) 私道と民地（建物など）との境界が明確であること。
- (4) 私道について所有権等の権利を有する者及び、私道沿いに住んでいる全員の承諾が得られていること。
- (5) 市長が特に認める場合にあつては、この限りではない

(助成内容)

第4条 私道の助成は、基本的に砂利又は土砂等の材料支給による

(申請及び決定並びに条件の付与)

第5条 助成を受けようとする者は、市長にその旨を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、当該私道の実情を調査のうえ、適当と認めるものについて整備を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は助成を行うにあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(維持管理)

第6条 市が助成を行なった私道については、土地所有者及び関係者が連携し責任をもって管理しなければならない。

(再度の助成)

第7条 助成を行った私道について、最後に助成を行った日から3年以上が経過している場合に再度の申請することができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定める。